

令和8年度「黒石市国民健康保険及び後期高齢者医療関係書類送付用窓付封筒」の有料広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、黒石市国民健康保険及び後期高齢者医療関係書類送付用窓付封筒に有料広告（以下「広告」という。）を掲載することに関し必要な事項を定める。

(広告の内容)

第2条 広告の内容は、黒石市有料広告取扱要綱（平成19年黒石市告示第108号。以下「取扱要綱」という。）第3条の規定によるものとする。

(申込者の範囲)

第3条 広告掲載の申込みをすることができる者は、取扱要綱第4条の規定によるものとする。

(広告の規格等)

第4条 取扱要綱第7条の規定により定める広告の規格等は、別表1のとおりとする。

(募集方法等)

第5条 広告の募集は、市ホームページ等で公募するものとし、募集期間は、令和8年2月26日から令和8年3月19日までとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、令和8年6月から1年間とする。ただし、当初に作成した媒体を使用しきった場合において、新たに作成する媒体には広告を掲載しないものとし、また作成した媒体を全て使用しきれない場合がある。

(広告の申込み)

第7条 広告掲載の申込みをする者（以下「広告掲載希望者」という。）は、黒石市国民健康保険及び後期高齢者医療関係書類送付用窓付封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び広告の版下原稿を市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、この要領で定める条件に違反していないことを審査し、掲載の可否を決定するものとする。

- 2 広告掲載の申込みの数が募集する広告の数を超えたときは、原則として抽選により広告掲載を決定する。
- 3 広告主の選定は、広告選定委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。
- 4 委員会の委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 市長は、広告掲載の可否について、広告掲載希望者に黒石市国民健康保険及び後期高齢者医療関係書類送付用窓付封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）又は黒石市国民健康保険及び後期高齢者医療関係書類送付用窓付封筒広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告料の請求等）

第9条 市長は、広告の掲載を決定したときは、納付期限を定め掲載広告料を広告主へ請求するものとする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括納付するものとする。

（準用規定）

第10条 この要領にない規定については、取扱要綱の規定を準用する。

別表1（第4条関係）

規格	縦6cm×横6cm 印刷色：黒1色
掲載位置	封筒裏面 3枚
掲載広告料	1枚につき 55,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
作成枚数	約60,000枚
広告掲載した封筒を使用する主な通知等	6月以降 健康推進事業の案内通知、各種検（健）診結果等通知、国民健康保険・後期高齢者医療制度の各種検（健）診事務に係る通知書ほか 7月 資格確認書及び資格情報のお知らせ送付（国民健康保険） 翌年4月 後期高齢者医療保険料特別徴収開始通知書 5月 特定健康診査受診無料券送付（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
留意点	広告に広告主の名称及び連絡先を明確に表示すること。

別表2（第8条関係）

広告選定委員会	
委員長	健康福祉部長
副委員長	国保年金課長
委員	健康推進課長
委員	国保年金課長補佐
委員	健康推進課長補佐